

安心＆安全な毎日のために 防災編

平成18年秋季全国火災 予防運動がはじまります

『消さないで あなたの心の注意の火』を防火標語として、11月9日から11月15日までの7日間、秋の全国火災予防運動が展開されます。

■ 昨年の住宅火災による死者数は1,220人と急増し、過去最悪の事態を迎えたことや今後の更なる増加を懸念し、住宅用火災警報器の設置義務化に併せて「住宅防火推進宣言」が行われました。

このことから、市民一人ひとりが住宅防火対策について積極的に取り組み、火災のないまちづくりを目指しましょう。



4つの対策

● 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

● 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を

使用する。

● 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。

● お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器の 悪質訪問にご用心

■ 消火器は以前から訪問業者による悪質点検、販売によるトラブルが各地で発生しており、

一般家庭のみならず会社などでも被害にあっています。そして、住宅用火災警報器については、今年6月から新築住宅に必要となるとともに、既存住宅

は平成23年5月31日までに設置しなければならないことから、これに便乗した不適正取引が発生するおそれがあります。

● 消防署員が販売したり、特定

の業者に販売を依頼したりすることはありません。

● 訪問販売で契約してしまっても、クーリングオフの対象となります。

● 機器はホームセンターや電気店にあるので、比べて購入できます。

● 購入の目安として、NSマークのついているものを選びましょう。

■ 訪問販売や電話による勧誘は十分に注意しましょう。



■ 問い合わせ

■ 庄原消防署

☎0824-72-9911

■ 庄原消防署西城出張所

☎0824-82-2193

■ 庄原消防署高野出張所

☎0824-86-2955

■ 三次消防署口和出張所

☎0824-87-2455

■ 三次消防署甲奴出張所

☎0847-67-2282

■ 東城消防署

☎08477-2-4005

住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額について

昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施した場合、その改修住宅に係る固定資産税額の2分の1を減額する制度が創設されました。

■ 対象となる住宅は

昭和57年1月1日以前から所在する住宅
併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の床面積の2分の1以上である必要があります。

■ 減額期間は

平成18年～21年までの改修の場合→翌年度から3年間
平成22年～24年までの改修の場合→翌年度から2年間
平成25年～27年までの改修の場合→翌年度の1年間

■ 減額対象の床面積は

居住部分の床面積が120㎡までのものは、その全部が減額対象に、120㎡を超えるものは、120㎡に相当する部分が減額対象となります。

■ 減額を受けるための手続きは

耐震改修の完了後3ヵ月以内に「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」へ次の書類を添付して、税務課または各支所へ提出してください。

- ① 建築士や指定確認検査機関等が発行する「耐震基準適合証明書」
- ② 耐震改修に要した費用を証する書類(領収書等の写しなど)

■ 問い合わせ

税務課資産税係 ☎0824-73-1144
または各支所税務担当課